第８表　刑事事件等の種類別受理，既済，未済人員―地方裁判所

事件	受理 総数	受理 旧受	受理 新受	既済	未済
総数	**295 528**	**22 038**	**273 490**	**273 438**	**22 090**
訴訟事件総数	**92 503**	**20 732**	**71 771**	**71 904**	**20 599**
通常第一審	92 499	20 731	71 768	71 900	20 599
再審 1)	4	1	3	4	－
訴訟事件以外総数	**203 025**	**1 306**	**201 719**	**201 534**	**1 491**
再審請求（通常第一審事件に対するもの）	283	126	157	a) 2 164	119
起訴強制	267	95	172	183	84
刑事補償請求	93	16	77	82	11
訴訟費用免除申立て	2 760	169	2 591	c) 1 659 2 610	150
費用補償請求	59	11	48	b) 46 48	11
刑事損害賠償命令事件 2)	372	69	303	312	60
再審請求 3)（刑事損害賠償命令事件に対するもの）	－	－	－	－	－
刑事雑 4)	196 442	545	195 897	195 685	757
その他の事件	2 749	275	2 474	2 450	299

1）　再審請求事件のうち，通常第一審事件に対する再審請求事件について再審開始決定が確定したものをいう。
2）　「刑事損害賠償命令事件」の数値は件数である。
3）　「再審請求(刑事損害賠償命令事件に対するもの)」の数値は件数である。
4）　刑事雑事件に計上するもののうち，刑事損害賠償命令事件に関する申立てで民事雑事件に該当するものについては，件数を計上した。
a）　通常第一審事件に対する再審請求事件について再審開始決定のあった人員で，内数である。
b）及びｃ）は第２表脚注該当箇所参照

第 9 表　刑事訴訟事件の種類及び終局区分別既済人員―地方裁判所

事件	総数	有罪	執行猶予（うち）	保護観察（うち）	無罪	免訴	公訴棄却	管轄違い	その他	同一被告人に関する事件の併合
通常第一審	71 900	51 177	a) － 28 445	2 728	110	1	124	－	813	19 675
うち裁判員 1)	…	1 374	224	115	12	－	…	…	1	…
再審	4	－	－	－	4	－	－	－	－	－

a）　売春防止法第 17 条の規定による補導処分に付された人員で内数である。
1）　裁判員の参加する刑事裁判に関する法律により，裁判員の参加する合議体で裁判がされた人員である。
注）　「通常第一審」の有罪人員のうち，没収を言渡された人員は 6,638 人，追徴を言い渡された人員は 353 人である。

第 10 表　刑事訴訟事件の種類及び審理期間別未済人員―地方裁判所

訴訟事件のうち，表側掲記の事件を調査の対象とし，期間は当審受理の日からの審理期間である。

事件	総数	合議 法定	合議 裁定	単独	1月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	2年を超えるもの
通常第一審	20 599	2 059	1 408	17 132	8 483	6 866	2 882	1 491	648	229
うち裁判員 1)	1,212	…	…	…	165	310	348	248	123	18
再審	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

1）　裁判員の参加する刑事裁判に関する法律により，裁判員の参加する合議体で取り扱う事件（裁判員裁判の対象事件に併合した対象事件以外の事件を含む。）の未済人員である。